

## 県有地の先着順売却応募要領

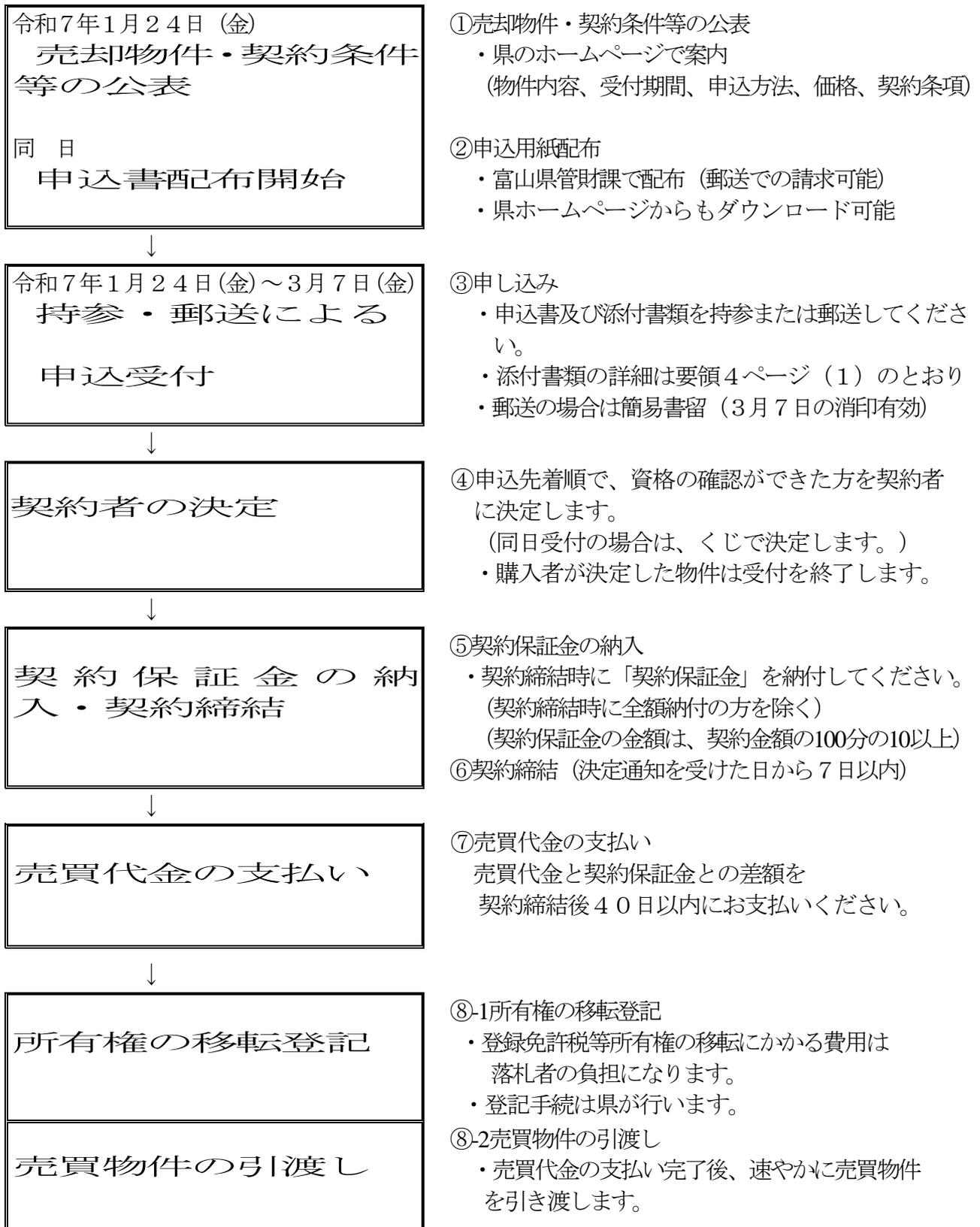
- 「県有地の先着順売却」は、あらかじめ売却価格を提示して購入希望者を募集し、申込先着順で購入者を決定する方法です。
- 購入を希望される方は、この要領の内容をご承知のうえ、お申し込みください。

### 1 売却物件

所在地 (登記簿による表示)	地目	売却面積 (㎡)		売却価格	用途地域 (容積率・建ぺい率)
		登記簿	実測		
富山市水橋畠等字花井 295番175外1筆	宅地	1,195.56	1,196.69	8,360,000円	第一種中高層住居 専用地域(200/60)

- ・土地の売買は実測面積で行います。
- ・売買物件は、現況のままでの引渡しとなります。

## <先着順による売買の概要>



## 2 申込者の資格

個人、法人を問わずどなたでも申し込むことができます。また、2人以上の共有名義（※）で申し込むこともできます。

※1 所有権を登記する際に共有とする場合は、必ず共有名義でお申し込みください。

※2 申込書の申込者欄に記載された方が代表して、契約保証金及び売買代金の納付を行ってください。

ただし、下記アからオのいずれかに該当する方は、申し込みをすることができません（共有予定者を含む）。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

（地方自治法施行令）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和三年法律第七十七）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）  
第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者

エ 次のいずれかに該当する者

- ① 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

オ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）に基づき、同法第5条「観察処分」の決定を受けた団体及びその構成者若しくはその関係者

### 3 申込方法

県有地購入申込書に必要事項を記入した上で、添付書類を添えて、持参又は簡易書留により申し込んでください。なお、電話、ファクシミリ及び電子メールによる申込みや予約は一切受け付けませんのでご注意ください。

(1) 申込書類

- ① 県有地購入申込書 1部
- ② 添付書類 各1部

区分	添付書類
個人	誓約書、住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）
法人	誓約書、役員一覧表（全員の住所、氏名、読み仮名、生年月日がわかるもの）、登記事項証明書（商業・法人登記）
共有	全員の誓約書、全員の住民票の写し（法人の場合は役員一覧表（全員の住所、氏名、読み仮名、生年月日がわかるもの）、登記事項証明書（商業・法人登記））

※登記事項証明書、住民票の写しは発行日から3ヶ月以内であればコピーでも可

## (2) 申込先

(持参される場合)	富山県庁本館 2階	富山県経営管理部管財課
(簡易書留の場合)	〒930-8501	富山市新総曲輪1-7 富山県経営管理部管財課管理係

## 4 申込期間

令和7年1月24日（金）から令和7年3月7日（金）まで

（受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで）

※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日等県庁が開いていない日）は受付を行いません。

※郵送の場合は3月7日の消印有効

なお、簡易書留の場合は、申込書類が富山県経営管理部管財課へ到達した日を申込みがあった日として取り扱います。

契約の相手方が決定したときは、申込期間内であっても、その時点で申込みを締め切り、その旨を富山県経営管理部管財課のホームページにてお知らせします。ただし、掲載時期のずれがある場合がありますので、申込みにあたっては、申込物件の受付が締め切られていないかどうか、念のため電話でご確認ください。

## 5 物件の事前確認について

申込みにあたっては、必ず物件の下見をして現状を確認してください。また、「物件調書」は、購入希望者が物件の概要を把握するための資料ですので、購入申込を行う前に、必ず購入希望者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

## 6 申込順位の決定について

申込書類が富山県管財課に到達した日により申込順位を決定します（簡易書留の場合は、申込書類が富山県管財課へ到達した日）。ただし、同一物件について同日に複数の購入希望者から申込書類の提出があったときは、くじ引きにより決定します（くじ引きの日程等については、別途、ご連絡いたします）。

なお、提出書類に不備がある場合は、申込書類が到達していないとみなしますので、3（1）に記載する申込書類や注意事項等を確認の上で申し込んでください。

申込順位順に申込者の資格の確認を行い、資格の確認ができた方を契約者に決定します。

## 7 売買契約の締結と売買代金の支払方法

### (1) 契約の締結

契約の相手方として決定した場合は、購入希望者に対しその旨を通知します。契約の相手方とな

る購入希望者は、決定通知を受けた日から7日以内（土曜日、日曜日、祝日等県庁が開いていない日を除きます。）に契約を締結しなければなりません。

なお、共有名義で申し込まれた方が契約の相手方となった場合、売買契約書の締結及び所有権の登記に必要なため、速やかに購入する土地の所有権持分割合について申立書を提出してください。

## （2）売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法があります。いずれの方法によるかは、契約の相手方として決定後に申し出てください。

### ア 売買契約締結と同時に全額を納付する場合

契約締結時に、県が発行する納入通知書により県の指定する金融機関（一部を除き、富山県内にしかありません。）で売買代金全額を納付していただきます。

### イ 売買代金を県の指定する期限（契約締結後40日以内）までに納付する場合

契約締結時に、県が発行する納入通知書により県の指定する金融機関（一部を除き、富山県内にしかありません。）で売買代金（契約金額）の10/100に相当する額以上の額を契約保証金として納付していただきます。

この契約保証金は売買代金として充当します。売買代金の残金は、契約締結後に発行する納入通知書により県の指定する期限（契約締結後40日以内）までに全額を納付していただきます（納付できる金融機関は、一部を除き、富山県内にしかありません。）。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は県に帰属することになります。

## 8 所有権の移転及び費用負担

- （1）売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。
- （2）所有権の移転登記は、売買代金の完納（所有権の移転）後、県が行います。
- （3）売買契約書（県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、購入者の負担とします（ただし、仲介手数料はかかりません。）。

## 9 契約に付す条件

売買物件については、売買契約書において次の制限を付しますので、ご注意ください。

- （1）契約締結の日から5年間（指定期間）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。

- (2) 売買物件を暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならないこと。
- (3) 県は、指定期間中は、(1) 及び (2) に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができること。また、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならないこと。
- (4) 上記 (1)、(2) 及び (3) の条件に違反した場合は、契約金額の3割を違約金として県に支払わなくてはならないこと。

## 10 売払結果の公表について

売払結果は県のホームページに公表します。公表の概要は以下のとおりです。

- (1) 公表時期 購入者の決定後、県が必要と認める時期
- (2) 公表内容
  - ① 当該財産の所在地、区分、数量
  - ② 申込者数、申込順位決定結果（同日に受付した場合のみ）
  - ③ 売払の契約年月日
  - ④ 売払の契約金額
  - ⑤ 売払相手方の個人・法人の別（個人の場合は、具体名は公表しませんが、法人の場合は、同意を得たうえで、具体名を公表できるものとします。）
  - ⑥ 売払相手方の業種（法人の場合のみ）
  - ⑦ 価格形成上の減価要因（県の売却価格の算定に当たり、地価埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）
- (3) その他  
購入者と売払結果についてあらかじめ公表に同意する旨の文書を交わすこととします。

## 11 その他

この説明書に定めのない事項については、富山県会計規則（昭和62年規則第17号）その他関係法令等の定めるところによります。

また、提出された書類の個人情報については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはありません。

### 【問い合わせ先】

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7 富山県経営管理部 管財課 管理係

電話 076-444-3172（直通）

E-mail akanzai@pref.toyama.lg.jp

## 県有財産売買契約書(例)

売出人富山県(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)との間において、次の条項により、売買契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする(別紙図面のとおり)。

- (1) 所在地 ○○
- (2) 区分 土地
- (3) 地目 ○○
- (4) 数量 登記簿面積 ○○平方メートル  
実測面積 ○○平方メートル

(売買代金)

第3条 売買代金は、金○○円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金(契約金額の10/100以上)円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金(以下、「契約保証金」という。)は、次条第2項に定める遅延利息及び第12条に定める違約金の予定又はその一部と解釈しない。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。
- 3 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、契約保証金を県に帰属させるものとする。

(売買代金納付期限等)

第5条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金(売買代金から契約保証金を差し引いた額)円を、甲の発行する納入通知書により指定する期日までに、甲に支払わなければならない。

- 2 乙が前項に規定する納付期限までに、売買代金を支払わないときは、甲は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

(所有権の移転及び登記)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金(前条第2項の規定による遅延利息を含む。)の支払いを完了した時に乙に移転するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により所有権が移転したときは、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに売買物件を乙に引渡し、乙は、直ちに当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰する理由により売買物件が滅失し、又は損傷したときは、甲に対して売買代金の減免の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(特約)

第10条 乙は、本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、指定期間中は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条及び前条第2項に定める義務に違反したときは、金（契約金額の3割）円を、違約金として甲に支払わなければならない。

(催告による解除)

第13条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙がこの契約に定める義務（以下この条及び次条において「債務」という。）を履行しない場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (9) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

（原状回復及び返還金等）

第15条 乙は、甲が前2条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前2条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

4 甲は、前2条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、乙が支出した一切の費用を負担しない。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第17条 甲は、第15条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

（契約の費用）

第18条 所有権の移転登記に要する費用その他この契約により生じる費用は、乙の負担とする。

（契約内容の公表）

第19条 乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

（協議）

第20条 この契約に関して疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判の管轄）

第21条 この契約に関する紛争については、富山県庁の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各目その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 売払人 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 新田 八 朗

乙 買受人 住所

氏名

(別紙)

契約書第19条で記載した「別紙に掲げる契約内容」は以下のとおり。

- 1 当該財産の所在地、区分、数量
- 2 応札者数、開札結果（同日に受付した場合のみ）
- 3 売払の契約年月日
- 4 売払の契約金額
- 5 売払相手方の個人・法人の別（個人の場合は、具体名は公表しないが、法人の場合は、同意を得たうえで、具体名を公表できるものとする。）
- 6 契約相手方の業種（法人の場合のみ）
- 7 価格形成上の減価要因（県の売却価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）